

第29回京都府後期高齢者医療協議会

資 料

京都府後期高齢者医療広域連合

－ 目 次 －

【１】 第１０期（令和８・９年度）保険料率の試算状況について

資料１ 保険料率の試算状況について

１頁

【２】 後期高齢者医療制度の動向について

資料２ 医療保険制度改革について

７頁

1 保険料率の試算状況について

資料 1

(1) 概要

後期高齢者医療制度では、2年間（令和8・9年度）に要する医療給付費等に要する費用と公費等の収入を推計し、必要となる保険料率を設定します。

ア 医療分

<費 用>
9240.6億円

<収 入>
8,160.1億円

[公的負担等8065.8億円+抑制対策94.3億円]

財政安定化基金拠出金 3.5億円
特別高額医療費拠出金 12.4億円
出産育児支援金 11.0億円
保健事業費用 36.1億円
審査支払手数料 23.9億円
葬祭費 25.5億円

医療給付費
9128.2億円

(療養の給付、訪問看護療養費、入院時食事療養費、生活療養費、療養費、高額療養費、高額介護合算療養費)

その他 112.4億円

公費負担分
(国:府:市町村=4:1:1)
4,429.5億円

後期高齢者交付金
(若年層からの支援)
3,605.7億円

その他 30.6億円

抑制対策 94.3億円

<保険料必要額>
1080.5億円

国、府と調整中

剰余金 50.0億円
準備基金 40.0億円
財政安定化基金 4.3億円

8065.8億円

抑制対策を行わない
場合の保険料必要額

1,174.8億円

保険料必要額	A	1, 080. 5億円
減免額	B	1. 2億円
予定保険料収納率	C	99. 40%
賦課総額	$(A + B) \div C$	1, 088. 3億円

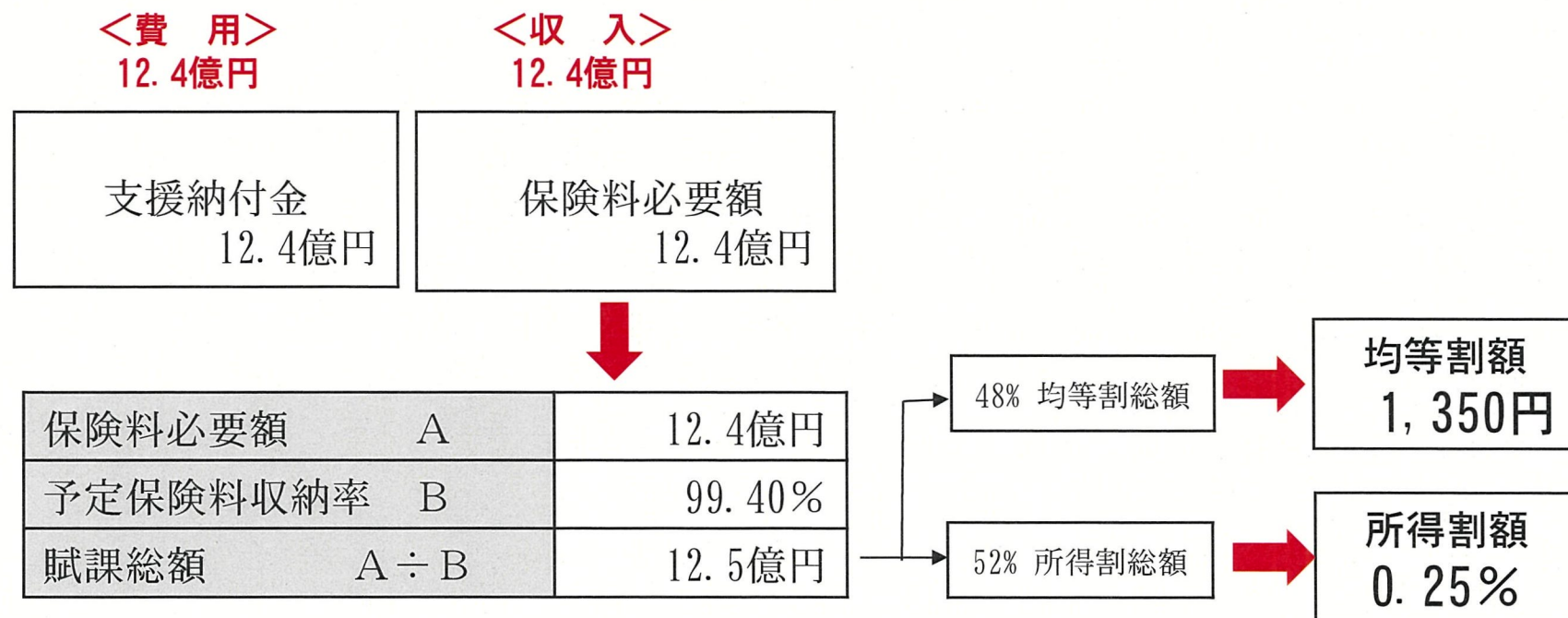
49% 均等割総額

均等割額
59,590円

51% 所得割総額

所得割額
10.15%

イ 子ども・子育て支援金分〔新規〕（令和8年度分）



（2）保険料率等

（）内対今期比較

	均等割額	所得割率	賦課限度額	1人当たり保険料
医療分	59,590円 (+3,250円)	10.15% (-0.80%)	85.0万円 (+5.0万円)	99,361円 (+6,203円)
子ども・子育て 支援金分	1,350円	0.25%	2.1万円	2,310円
			計	101,671円 (+8,513円)

(3) 保険料の推移

	均等割額	所得割率	賦課限度額	1人当たり保険料	
				試算値 ()内対前期増減	実績値 ()内対前期増減
第1期保険料 (20・21年度)	45,110円	8.29%	50万円	70,665円	71,378円
第2期保険料 (22・23年度)	44,410円	8.68%	50万円	70,969円 (+304円)	71,442円 (+64円)
第3期保険料 (24・25年度)	46,390円	9.12%	55万円	75,033円 (+4,064円)	74,277円 (+2,835円)
第4期保険料 (26・27年度)	47,480円	9.17%	57万円	73,822円 (-1,211円)	72,908円 (-1,369円)
第5期保険料 (28・29年度)	48,220円	9.61%	57万円	74,469円 (+647円)	74,994円 (+2,086円)
第6期保険料 (30・31年度)	47,890円	9.39%	62万円	75,920円 (+1,451円)	76,369円 (+1,375円)
第7期保険料 (2・3年度)	53,110円	9.98%	64万円	85,951円 (+10,031円)	84,036円 (+7,667円)
第8期保険料 (4・5年度)	53,420円	10.46%	66万円	86,421円 (+470円)	86,599円 (+2,563円)
第9期保険料 (6・7年度)	56,340円	10.95% (※1 10.11%)	80万円 (※2 73万円)	93,158円 (+6,737円)	94,890円 (+8,291円)
第10期保険料(案) (8・9年度)	—	—	—	101,671円 (+8,513円)	—
うち、医療分	59,590円	10.15%	85万円	99,361円 (+6,203円)	—
うち、子ども分	1,350円	0.25%	2.1万円	2,310円	—

※1 基礎控除後の総所得金額58万円以下の被保険者に適用される所得割率。6年度のみの特例措置

※2 昭和24年3月31日以前に生まれた被保険者等（障害認定による資格取得者を含む。）に適用される額。6年度のみの特例措置

(4) 制度改正等による影響

	項 目	概 要
増要素	子ども・子育て支援金制度	令和8年度より施行。新規負担 12億3,866万円
	一人当たりの医療給付費	前年度比2.6%程度の増(平均伸び率)を見込む [高額療養費制度の見直しによる影響(R8: -0.30% R9: -0.57%)等を含む]]
	後期高齢者負担率	後期高齢者負担率の変更 12.67% → 13.27%
	出産育児支援金	激変緩和措置の終了による負担割合の増(3.5%→7.0%) 5億4,468万円 → 11億311万円
	保健事業に要する費用	保健事業の拡大 ・介護予防との一体的実施事業費の増 4億3,810万円増 ・その他健診事業の増 2億3,336万円増
	診療報酬改定	・診療報酬本体 +3.09%(R8:+2.41% R9:+3.77%) ・薬価 -0.86% ・材料価格 -0.01% 薬価、材料価格は減となるが、医療給付に占める割合から全体として増となる
減要素	賦課限度額	賦課限度額の引き上げ 80万円 → 85万円
	保険料増加抑制財源の活用	剰余金94億3,000万円を繰入 <調整中>
	低所得者への更なる軽減	軽減措置(7割)対象者に対する更なる軽減 7割 → 7.2割

所得の低い方への軽減措置

- 均等割軽減適用範囲の拡大
 - 2割軽減 (現行) 基準額43万円 + 56.0万円 × 被保険者数
(改正後) 基準額43万円 + 57.0万円 × 被保険者数
 - 5割軽減 (現行) 基準額43万円 + 30.5万円 × 被保険者数
(改正後) 基準額43万円 + 31.0万円 × 被保険者数

(参考) 保険料の軽減適用状況 (令和7年7月確定賦課時点)

	人数	構成比
被保険者数	434,854人	—
均等割 軽減適用	7割	179,866人 41.28%
	5割	56,338人 12.93%
	2割	56,697人 13.01%
	合 計	292,901人 67.22%
被扶養者軽減適用	1,655人	0.37%

(5) 試算に用いた数値

ア 被保険者数及び医療給付費等の推計

年度	被保険者数		1人当たり医療給付費		医療給付費
		対前年比		対前年比	
R 6 (実績)	425,330人	3.87%	972,058円	0.82%	4,134億円
R 7 (見込)	436,724人	2.68%	982,793円	1.10%	4,292億円
R 8 (見込)	442,549人	1.33%	1,005,909円	2.35%	4,452億円
R 9 (見込)	452,243人	2.19%	1,034,083円	2.80%	4,677億円

イ 所得額等の推計

年度	1人当たり所得額(※)	対前年比
R 6 (実績)	805,387円	+9.19%
R 7 (見込)	834,131円	+3.57%
R 8 (見込)	881,038円	+5.62%
R 9 (見込)	934,422円	+6.06%

※ 総所得金額等（例えば、年金収入から公的年金等控除を行った額等）から基礎控除を行った数値

ウ 高齢者負担率の推移

年度	高齢者負担率	高齢者支援金率	合 計
R 2・3	11.41%	38.59%	50.00%
R 4・5	11.72%	38.28%	50.00%
R 6・7	12.67%	37.33%	50.00%
R 8・9	13.27%	36.73%	50.00%

エ 保険料増加抑制策の推移

年度	剰余金	準備基金	財政安定化基金	合 計
R 2	28億円	—	約8億円	約36億円
R 3				
R 4	15億円	25億円	約8億円	約48億円
R 5				
R 6	50億円	—	約9億円	約59億円
R 7				
R 8	50億円	40億円	約4億円	約94億円
R 9				

国、府と調整中